

丹篠監公表第 3 号
令和 8 年 3 月 5 日

丹波篠山市監査委員 酒 井 加世子

丹波篠山市監査委員 渡 辺 拓 道

兵庫県丹波篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により令和8年1月5日に提出のあった兵庫県丹波篠山市職員措置請求書について、同条第5項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

丹波篠山市職員措置請求に係る監査結果
(令和8年1月5日提出分)

令和8年3月

丹波篠山市監査委員

丹波篠山市職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求の受付

令和8年1月5日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく兵庫県丹波篠山市職員措置請求書(以下「請求書」という。)の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県丹波篠山市*****
氏 名 *****

2 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面(以下「事実証明書」という。)に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

令和7年2月6日提出の監査請求における同年3月28日付け監査結果では、住宅新築資金等貸付金の滞納額 14,862,509 円について、適切に滞納繰越調定がされていないことで会計上の数値に誤りは認められるが、財産である債権の管理自体は継続している状況にあるため、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実該当するとまでは認められず、あわせて市に損害が生じているとまでも認められないため、請求人の主張は理由がないとされた。

しかし、※ 民生福祉常任委員長(以下「※ 委員長」という。)の報告にある不納欠損したとされる額 1,800 万円との差額 3,137,491 円は管理自体を継続している状況にない。

市議会会議録から不納欠損したとされる額と、先の監査結果で管理継続中とされた額に差があることは新たな疑惑。

※ 委員長の報告にある不納欠損したとされる額と、先の監査結果で管理継続中となった額との差額 3,137,491 円は現在も市に損害を与え続けている。

イ 求める措置の内容

(ア) 現在も市に損害を与え続けている差額 3,137,491 円は、この事態を引き起こした関係者の責任であるので、賠償させること。

(イ) この事態を解明し、のちの担当者に真に健全なる会計を引き継ごうとしなかった、行政としての責任を明確にする道筋を立てること。

(2) 事実証明書等

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、文書1から7が、また、これらを補足する証拠書面として文書10から17までの文書が提出された。なお、文書8及び9は事実証明書等ではなく情報提供書類と解される。

- 文書1 市議会会議録抜粋(平成11年6月28日会議)
- 文書2 請求人による「住宅資金特別会計について」他別件4項目の要望に関する市長発回答について(令和6年10月22日)
- 文書3 請求人による「住宅資金特別会計において平成15年当時の担当職員が二重帳簿に悩み、現在も悩みや苦しみを抱えているように見える。担当職員が自身のポテンシャルを存分に発揮できるように対処願いたい」他別件2項目の申し入れに対する市長発回答(令和7年4月4日)
- 文書4 請求人を申立人とする「市長名による回答と監査結果通知に大きな乖離がある。人権推進課が、申立者が指摘したことを知っしながら、市長名での回答で収めようとしたことは一市民である申立者に対する明らかな不正行為であるので、厳正な処分を求める。」及び「収入未済額不足」問題を何故発見できなかったのか。なぜ現在もそのままになっているのか。担当部署や担当部署の行為、不作為をここまで放置してきた予算・決算時に精査する部署に責任はないのか。明確にせよ。」の項目からなる苦情申立書に対する市長発回答書(令和7年8月7日)
- 文書5 「旧篠山町 H10 年度に住宅特別会計において不納欠損処理をした時の決裁文書の写しと、廃棄した時の文書管理による廃棄リストの写し」を対象とした情報公開請求に対する、公文書不存在による非公開決定通知書(令和7年10月8日)
- 文書6 請求人による「住宅資金特別会計(現在は一般会計へ移行)について」とする質問に対する市長発回答書(令和7年12月19日)
- 文書7 住宅資金特別会計関連の役職氏名と題する文書
- 文書8 請求人作成、丹波篠山市に関心をお持ちのみなさまへと題する文書(文書上の日付令和7年12月25日)
- 文書9 請求人作成、丹波篠山市に関心をお持ちのみなさまへと題する文書(文書上の日付令和8年1月9日)
- 文書10 請求人抜粋加工の市議会会議録1
平成11年第1回臨時会(4月8日)、平成11年第4回定例会(6月7日及び6月28日)、平成11年第7回定例会(9月16日及び9月20日)、平成11年第8回定例会(12月20日)
- 文書11 請求人抜粋加工の市議会会議録2
平成12年第15回定例会(9月11日及び10月6日)

文書 12	平成 10 年度決算書抜粋(旧西紀町、旧丹南町分の住宅資金関係)
文書 13	平成 11 年度住宅資金特別会計決算書抜粋
文書 14	住宅資金特別会計決算状況 (平成 11 年度から令和 6 年度)
文書 15	大川原化工機冤罪 都側の賠償金という見出しの新聞記事(日付不明・朝日新聞)
文書 16	平成 15 年度住宅貸付滞納分収入状況表 (借受人氏名入り)
文書 17	住宅資金特別会計関連の役職氏名 (文書 7 を一部修正)

3 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第 242 条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和 8 年 1 月 14 日付けでこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象とした事項

請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、監査対象を次のように解し、項目(1)が「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか否かについて、監査を実施した。

(1) 住宅新築資金等貸付金において、※ 委員長の報告にある不納欠損したとされる額と、先の監査結果で管理継続中となった額との差額 3,137,491 円があることでどのような影響があり、その差額はどのような属性のものか。あわせて、市に損害を与えている事実があるかどうか。

2 監査対象部局

市民生活部人権推進課

3 関係職員陳述

監査対象部局から関係書類の提出を求め、令和 8 年 2 月 2 日に市民生活部長、人権推進課の関係職員から陳述の聴取をした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第 242 条第 7 項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた結果、令和 8 年 1 月 21 日に文書 10 が同年 1 月 22 日に文書 11 から文書 15 が証拠として提出された。また、同年 2 月 2 日に請求人出席により、陳述及び文書 16 及び文書 17 が証拠として提出された。

第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張には理由がないものと認められた。したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

1 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

(1) 議会常任委員会委員長報告の主な仕組みについて

ア 常任委員会は、その所管に属する市の事務に関する調査及び議案、請願等を審査するために設置されている。

イ 本会議において、議案を委員会に付託する場合がある。

ウ 委員会に付託された議案は委員会において審査が行われる。

エ 審査を終えたのち、委員長が審査結果を本会議で報告する。

(2) 請求にまつわる ※ 委員長の報告について

ア 請求書で引用された委員長報告は、平成11年第4回定例会6月7日において、議案第26号平成11年度篠山市住宅資金特別会計予算が民生福祉常任委員会に付託され、その後、6月28日に ※ 委員長が審査結果報告をしたものである。

イ 報告は、市議会会議録によると、「続いて質疑に入り、償還事務の状況、回収不能分があるのではないかなどの質問があり、現在、滞納は56件、8,000万円、旧篠山町49件、西紀町6件、丹南1件、自己破産、死亡6件、1,800万円は不納欠損処理をしております。なお、4月以降6件の収納済みとの答弁がございました。滞納分の収納については、おくれませながらも返済をいただいております状況にあるとの報告がありました。」とされている。

(3) ※ 委員長の報告中の1,800万円という額について

ア 委員長報告は委員会に対する市所管からの説明や質疑応答が元となるが、委員会の会議録が存在しない。

イ 現在の所管課である人権推進課においても当時の記録は存在しないとの回答である。

ウ 人権推進課は一般会計からの繰入額の一部との見解である。

エ 上記ア及びイにより、1,800万円という額は内容を含め特定はできない。

(4) ※ 委員長の報告中の不納欠損について

ア 上記(2)イの報告内容から、市所管の説明などをもとに、自己破産と死亡あわせて6件で1,800万円が不納欠損されたと認識し報告したと考える。

イ 不納欠損されたとするが、決算書上で不納欠損の事実は確認できない。

(5) 差額3,137,491円の影響及び属性について

ア 差額3,137,491円は、請求書に記載のとおり、※ 委員長の報告にある不納欠損したとされる額と、先の監査結果で管理継続中となった額との差額である。

イ 上記（３）及び（４）のとおり、不納欠損したとされる額が特定できず、また、不納欠損処理の事実がないため、影響及び差額の属性も不明である。

2 監査委員の判断

請求人は、※ 委員長の報告にある不納欠損したとされる額1,800万円と先の監査結果で管理継続中とされた14,862,509円との差額3,137,491円は管理自体を継続している状況になく、この差があることは新たな疑惑と主張しているので、先述第2-1 監査対象とした事項のとおり、住宅新築資金等貸付金において、※ 委員長の報告にある不納欠損したとされる額と、先の監査結果で管理継続中となった額との差額3,137,491円があることでどのような影響があり、その差額はどのような属性のものか。そして、この差額があることは、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか否か。あわせて、市に損害を与えている事実があるかどうかについて、上記のとおり確認した事実を踏まえて、次のとおり監査委員の判断を述べる。

はじめに、令和7年2月6日の監査請求における同年3月28日付け監査結果では、住宅新築資金等貸付金の滞納額14,862,509円について、適切に滞納繰越調定がされていないことで会計上の数値に誤りは認められるが、財産である債権の管理自体は継続している状況にあるため、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実には該当するとまでは認められず、あわせて市に損害が生じているとまでも認められないため、請求人の主張は理由がないとした。そして、滞納繰越調定がされていない債権の関係借受人は6人であること、一般会計からの繰入金の目的と額は、将来にわたって住宅資金貸付特別会計の健全性を担保するため、徴収困難と予想された6件の滞納額相当であること、合併時点で納期未到来分は納期到来時に調定されていること、不納欠損処理はされていないことを確認している。

今回は、1,800万円と先の監査結果で管理自体は継続中とされた14,862,509円との差額3,137,491円は管理されていないとの主張である。

ただし、事実確認で記載のとおり、1,800万円という額は内容を含め特定できない。したがって、この時点で違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実には該当するとまでは認められないため、市に損害が生じていることも認められないという判断もなりたつ。

しかしながら、その判断ではあまりに短絡的であるため、当局である人権推進課の見解や判明した情報をもとに検討を加えたい。

請求人は、不納欠損されたとする額と管理自体は継続中とされた額の差額を問題視しているが、人権推進課は1,800万円を一般会計からの繰入金の一部と考えると主張した。そして、平成10年度の旧篠山町の一般会計の繰出金と住宅資金貸付特別会計の繰入金が一致している状況にあり、調定が引き継がれていないとしても、会

計から流出したものでなく、後年度の繰上充用金が減額されているに過ぎず、問題とはならないとの見解であった。

ではなぜ、1,800万円は一般会計からの繰入金の一部であるとの主張に至ったのかを確認したところ、過去の在籍職員の記憶や資料などから、当時、旧篠山町の未収金が多いことが課題であり、一般会計からの繰入金を得ているというものであった。

そこで、監査委員として、請求人から提出の文書17を参考に、元職員や元担当など数名に話を聞くため連絡をとったところ、昔のことにつきあらためて説明できるほど詳細は覚えていないとする趣旨の発言が大半であった。また、旧篠山町の未収金の多さが問題であったと感じている者は多かった。ただし、関係人として出頭要請を行っても、これ以上の事実関係を明らかにする証言を得られる効果はないと判断した。次に、台帳ほか資料及び電子データの現物を確認した。確認方法としては膨大な資料であるため、種類別に抽出確認を行ったが、確認した範囲で適切に処理をされているものが大部分であるものの、表計算ソフトを用いたファイルにおいて、関係借受人に対し一般会計と示されている部分があった。

加えて合併当時の決算状況を見ると、平成9年度の旧篠山町住宅資金貸付特別会計の決算は、歳出を賄うだけの歳入が不足する状況にあり、翌年度の歳入を繰り上げてこれを充てる繰上充用金での対応を行っていた。そして歳入が不足する状況は平成10年度にも当てはまる。ところが、繰上充用金による対応は出納整理期間中に行うものであるところ、旧町最終年度の平成10年度は合併により出納整理期間がないため、繰上充用金による対応はできず、一般会計からの繰り入れに頼ったと考える。そして、繰入額の算出には、旧篠山町住宅資金貸付特別会計が赤字になる要因が滞納であるので、特に徴収困難と予想された6件の滞納相当額が用いられたものである。

したがって、人権推進課が繰入金と結びつけた見解に至った理由は理解できるとともに、決算書上で不納欠損処理がされていない以上、不納欠損額と管理継続中とされた額との差額が損害であるとする請求人の主張を採用することはできない。そして、差額に関し繰入金の効果として、残額は会計上に残った状態で後年度の繰上充用金に減額が生じたに過ぎないという、人権推進課の見解どおりである。当然、繰入金を滞納額の圧縮に用いることは適切ではなく、この額は先の監査結果で判断したとおりであるが、差額については財産である債権の管理という問題よりは、そのまま住宅資金特別会計上で、後年度の実質収支の黒字化あるいは繰上充用金の減額という形で現れ、当然のことながら市に損害は発生しない。

以上のことから、※ 委員長の報告にある不納欠損したとされる額1,800万円は、所管部署の答弁により導き出されたものと考えられるが、実際は不納欠損処理がされておらず、繰入額と考えることが妥当であり、先の監査結果で管理自体は継続中とされた額との差額は滞納額を圧縮しているものでもなく会計上に存在している

ので、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実が該当すると認められず、あわせて市に損害が生じていることも認められないため、請求人の主張は理由がないものと判断する。

第4 付 記

請求人は陳述の機会において、差額3,137,491円のことにはほぼ触れず、関係借受人の一部納付にまつわる処理のなかで、調定ができず別の借受人の未収金によって操作をし、その場を凌いだのではないかという趣旨の発言をされた。

請求人陳述は、提出された請求書の要旨を補足し、又は新たに提出された証拠に関する内容に限るものであって、陳述の趣旨と異なる発言は本来採用できない。

しかしながら、別の借受人の未収金によって操作されたという趣旨の発言は、不適切な事務処理を連想させるものであるうえ、操作したとされる時期に在籍していた元職員としての立場で発言しているとも受け取れ、仮に事実ならば事は重大であるので、一定調査をすることとした。

請求人は、文書16を用いて274,112円は関係借受人のうち1名に関係するものであるが、別の借受人の欄に同額の記載があり、そこには、15年度調定できずと記載があるとし、その記載の文字は請求人が書いたものであるという発言であった。

このことについて、人権推進課に確認したところ、先の監査結果の要望に沿って事務を進めるため、会計を紐解く中で不適切な事務処理が明らかになったとのことであった。また、この不適切な会計処理は、請求人が陳述時に発言された対象者の他にも発見されたとのことである。そのことから、あらためて調査を行ったところ、請求人の主張の対象者に対し不適切な事務処理が行われているとともに、後年の平成22年度の不納欠損処理時にも請求人の発言と似た不適切な事務処理が行われていることを確認した。

以上のような状況にあつて、現在とりうる最も重要なことは、不適切な事務処理による影響を取り除き、正常な状態に戻すことにあると考える。したがって、当局は先の監査結果の要望に対する処理も含め、あらためて、本監査結果を通してさらに改善すべき事項が明らかになっているので、早急に処理されたい。